

一般社団法人日本顎関節学会 認定歯科衛生士資格の申請について（2025 年）

認定歯科衛生士資格について、本年の申請受付を開始致します。以下各種をご確認の上、ご対応下さい。

1.

「申請書」は日本顎関節学会 HP の会員専用ページ内の「認定歯科衛生士制度」ページからダウンロードしていただき、2025 年 8 月 4 日（月）～9 月 5 日（金）（必着）の間に、学会事務局まで郵送して下さい。

（申請書は様式 1～様式 7 までの全様式をご提出下さい。会員専用ページのログイン情報が不明の場合は事務局までメールでご照会下さい。事務局メールアドレスは本文書下段に記しております。）

申請書の「書類審査」を行い、その可否結果を 10 月中旬頃までに文書で通知致します。

なお、申請条件は本書末尾にまとめてありますが、HP に掲載している「認定歯科衛生士制度規則／施行細則」からもご覧ください。

【申請書郵送先】 〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 T Sビル 401

一般社団法人日本顎関節学会 宛

※「認定歯科衛生士申請書 在中」と必ずお書き下さい

※レターパックもしくは書留でお送りいただくことを推奨致します

2.

本年の書類審査合格者は、3 年以内（2027 年まで）に、治療終了後 3 カ月以上経過観察した 1 症例について症例報告書を作成していただいた上、口頭試問を受けていただきます（zoom 形式で実施）。

本年に受審する場合は「審査申込書」をご提出下さい。審査申込書および受付期間については合格通知書の中に詳細を記します。

本年の口頭試問実施日は、2025 年 11 月 30 日（日）になります。

なお、同日午前には口頭試問受審者用の講習会も実施しますので、そちらも受講していただきます。

認定歯科衛生士資格の申請条件

1) 日本顎関節学会準会員以上の資格

（認定歯科衛生士申請時に、本学会に継続して **1 年以上の在籍期間**があること）

2) 本会の学術大会に 1 回参加（※2024 年開催の第 37 回大会からが単位対象回になります）

3) 「認定歯科衛生士講習会」あるいは「歯科衛生士セミナー」に 1 回もしくは 2 回参加

（※本会研修機関に所属する場合はどちらか 1 回、**所属しない場合は双方 1 回ずつ参加**が必要）

4) 新規申請書の提出（症例報告書を含む）および書類審査の合格

a) 顎関節症の診療実績 10 例以上を一覧表として報告する

b) 顎関節症に対する生活習慣・セルフケア指導について治療を終了しさらに 3 カ月以上の経過観察を行った症例 3 症例（30 単位）以上（1 症例 10 単位）

お問い合わせ先：一般社団法人 日本顎関節学会事務局

メール gakkai23@kokuhoken.or.jp

一般社団法人日本顎関節学会

認定歯科衛生士活動推進委員長 佐藤文明